

公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）において、新たな財源を確保し、より安定的かつ効率的な運営を図るため、印刷物、施設、設備等（以下「紙面等」という。）への広告掲載を行うこととし、その実施に当たっては、この要綱の定めるところによる。

(広告の範囲)

第2条 掲載する広告は、法人の品位及び信頼性を損なうおそれのないものとし、その範囲は、別に定める広告掲載基準によるものとする。

(紙面等へ広告を掲載する権利の売り渡し)

第3条 紙面等へ広告を掲載する権利は、適正な価格で広告取扱業者等の購入希望者（以下「業者等」という。）に売り渡すものとする。

(広告の選定)

第4条 業者等は、掲載しようとする広告について、あらかじめ法人と協議の上、選定するものとする。

(広告原稿等の作成・提出)

第5条 業者等は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ法人と協議の上、法人が指定した様式で、法人が定める期日までに提出するものとする。

(広告審査会)

第6条 法人は、業者等から協議のあった広告の掲載に関する疑義に対応するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長には総務・経営担当理事を、委員には法人企画部長、病院経営部長及び総務・経営担当理事が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、法人企画部長がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 この要綱に関し必要な庶務は、総務広報課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 26 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。